

サービス計画作成等のための情報開示請求に来所できない場合（郵送請求）

サービス計画作成等のための情報開示請求に来所できない場合は郵送請求ができます。下記の書類をご提出ください。

（必要なもの）1から3は必須、4～7は該当する場合に必要です。

必須	1	サービス計画作成のための情報開示請求書。	■所定のとおり記入してください。（※）
	2	切手を貼った返信用封筒	■1名分ご請求の場合、84円の切手を貼ってください。 ■2名から3名分までの請求の場合、94円の切手を貼ってください。 ■4から5名分までの請求の場合、140円の切手を貼ってください。
	3	介護支援専門員を証明するもののコピー	■有効期間と8桁の登録番号が表示されているもの。 ■修了証明書不可
該当する場合必要	4	(居宅サービス計画作成依頼届出書を未提出の場合) 居宅サービス計画作成依頼届出書または契約のみ済んでいる場合は請求者と被保険者の関係のわかる契約書のコピー	■居宅サービス計画作成依頼届出書が未提出の場合のみ必要です。
	5	(予防給付対象者の情報開示を請求する場合) 当該対象者の『介護予防支援重要事項説明書』で表紙と包括・事業所・利用者の押印がしてあるページのコピー	■要介護状態区分が要支援1・2の方のみ必要です。 ■請求は地域包括支援センターです。委託先の事業所は請求できません。
	6	(施設入所者の情報開示を請求する場合) 当該対象者の『施設入所に伴う契約書』で表紙と事業者・利用者の押印がしてあるページのコピー	■施設入所の場合、居宅サービス計画作成依頼届の提出が必要ないため、契約書のコピーが必要です。
	7	(転出等で現在江東区外に住民票がある場合) 新住所地で発行された介護保険被保険者証のコピー	■現在、江東区以外の介護保険被保険者証をお持ちの方の場合は必要です。 ■新住所地での介護保険被保険者証に貴事業所名が印字されておらず、契約のみ済んでいる場合は、請求者と被保険者の関係のわかる契約書のコピーが必要です。

※情報開示の請求者はケアマネジャーとなります。（請求者欄に被保険者の氏名を誤記しないでください。）

（注 意） ☆情報開示請求時、以下の場合は交付できません。

- ・認定結果が非該当の場合。
- ・要支援の方は地域包括支援センターが請求者となります。委託先の事業所は請求できません。
- ・本人の同意がない時のすべての資料、および主治医の同意がない時の主治医意見書。

※申請時、意見書作成時に同意がなかった場合でも、あらためて書面で同意が確認できれば交付できますお問い合わせください。

☆個人情報保護のため、FA×での請求はせず、郵便での請求をお願いいたします。

（お問合先）〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28

江東区役所 介護保険課認定係 電話03-3647-9496(直通)